

平成20年7月9日(水)  
農林水産部漁政課長 別井 一栄  
(担当補佐 清水 信宏 内線4065)

## コイヘルペスウイルス病の確定診断結果について

県内のニシキゴイ養殖・販売業者が飼育していたニシキゴイについて、所有者からの依頼に基づき県内水面水産試験場及び(独)水産総合研究センター養殖研究所で検査した結果、7月8日にKHV病と確定されましたのでお知らせいたします。

この養殖・販売業者に対しては7月2日から移動の自粛要請を行っております。また、現在感染ルートは特定されておりませんが、この養殖・販売業者と先の2件の事例のニシキゴイ所有者との間でニシキゴイの貸し借りを行っていたことが確認されておりますので、現在は当該養殖・販売業者の入出荷先等について調査を行っております。

1 搬入年月日：平成20年7月2日(水)

## 2 PCR検査結果

全長(cm)	体重(g)	県一次検査結果 (7月4日)	国確定診断 (7月8日)
56.0	2,380	陽性	陽性

## 3 今後の対応について

県では、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置命令の発令を予定しております。

- ・コイヘルペスウイルス病は、コイ及びニシキゴイ以外の魚には感染しません。
- ・コイヘルペスウイルス病は人に感染することなく、感染したコイに触ったり、コイを食べたりしても人体に影響はありません。



平成20年7月7日  
農林水産部 水産課

県内の錦鯉養殖場で、コイヘルペスウイルス（KHV）病が確認されました。  
なお、人の健康には影響ありません。

## 1 小千谷市の養殖業者におけるKHV病の確認

### (1) 確認の経緯

- ・小千谷市の錦鯉養殖業者のニシキゴイ2尾についてKHV病検査を行ったところ、本日、水産総合研究センター養殖研究所（三重県）の確定診断で陽性と診断されました。

### (2) 感染経路の究明

- ・県では、これまでに当該養殖業者のニシキゴイの最近の入荷元を確認し、現在、感染経路を調査中です。

### (3) まん延防止対策

- ・当該養殖業者は、ニシキゴイの出荷及び移動を自主的に取り止めています。
- ・県は、地元自治体に対し、まん延防止のための注意喚起を要請しました。
- ・KHV病確定箇所には、持続的養殖生産確保法に基づく防疫措置（移動禁止命令、処分命令、飼育施設・器具等の消毒命令）を実施します。
- ・県は、当該養殖業者の出荷先のニシキゴイについても追跡調査を行うとともに、必要に応じてKHV病検査を実施し、結果が万一陽性の場合には直ちに所要の措置を講ずるなど、まん延防止の徹底を図ります。
- ・県内養殖業者に対し、水温上昇に伴う入出荷の取扱い等に十分配慮するよう一層の注意喚起を促します。

## 2 人体への影響

- ・KHV病はマゴイ、ニシキゴイに特有の病気で、コイ以外の魚には感染しません。
- ・感染したコイに触れたり食べたりしても、人体への影響はありません。

本件についてのお問い合わせ先  
水産課〔担当〕大塚課長 藤田課長補佐  
(直通) 280-5310 (内線) 2980、2979

## コイヘルペスウイルス(KHV)病の確定診断結果をお知らせします

7月7日、県水産試験場が行ったKHV病確定診断により、下表のとおりKHV病が確定しましたのでお知らせします。

### 1 確定診断でKHV病と確定したコイ

番号	検体採取日	場所	検体数	検査種類	結果
1	7/1	軽井沢町(公園)	2	マゴイ	陽性 2/2
計			2		陽性 2/2

### 2 対応

今回KHV病が確定したため、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置として移動禁止命令を行います。

#### コイヘルペスウイルス(KHV)病

この病気はマゴイ、ニシキゴイだけが感染する病気で、人や他の魚へはうつりません。

人には感染しませんから、仮に感染したコイを食べても影響はありません。

KHV病は、水温20～25 で最も発生しやすくなります。

### (参考) 長野県での発生状況

	発生期間	発生市町村数	発生件数
平成16年度	6/16～10/22	34	147
平成17年度	6/24～12/16	12	36
平成18年度	6/16～11/13	6	11
平成19年度	8/9～12/27	3	4

平成20年7月10日

連絡先  
農水商工部水産資源室  
室長 紀平正人  
水産振興グループ  
担当者 林  
電話 059-224-2584

## 資料提供について

### 1 報告事項

コイヘルペスウイルス病でへい死したニシキゴイの発見（員弁郡東員町南大社地内 員弁川水系山神川）について

### 2 要 旨

員弁郡東員町南大社地内を流れる員弁川水系山神川で発見されたニシキゴイへい死魚について、県水産研究所でコイヘルペスウイルス（KHV）の検査を行ったところ、7月8日に一次陽性反応を確認したため、独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所に確定診断を依頼した結果、7月10日にKHV病によるへい死と診断されました。

### 3 報告内容

- (1) 7月7日にコイを管理する地元自治会（員弁郡東員町南大社地区）から県に、同地内を流れる員弁川水系山神川で5日頃からマゴイ及びニシキゴイがへい死する旨の連絡がありました。（数十尾程度）
- (2) 同日、県津農林商工環境事務所水産室と東員町職員が共に現場確認をしたところ、死んだニシキゴイ15尾を発見し、このうち2尾を回収しました。
- (3) 7月8日に県水産研究所にて、これら2尾のニシキゴイについて、KHV病の一次検査を実施した結果、同日両尾から陽性反応を確認しました。
- (4) 陽性反応のあった2尾につき、独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所（南伊勢町）に確定診断を依頼していた結果が7月10日に判明し、両尾ともKHV病と診断されました。
- (5) なお、県内でのKHV病発生事例は平成15年11月に四日市市で確認されて以来、今回が20例目で、本年度になってからは2例目となります。また、全国では平成15年10月に茨城県の霞ヶ浦で最初に確認されて以来、47都道府県で確認されています。

### 4 今後の対応方針について

KHV病まん延防止を図るため、コイを管理する地元自治会組織（南大社環境保全委員会）による定期監視パトロール、へい死魚の取り上げと東員町による焼却処分、並びに河川からのコイの持ち出し及び放流の制限（町による張り紙等による掲示及び県が管理するホームページ等による周知）を行います。

### 5 参考

- (1) 感染経路については、今のところ不明です。
- (2) 当該水域のコイは、地元自治会（南大社環境保全委員会）が飼育管理しています。
- (3) コイを飼育管理する範囲は、同地内を流れる山神川の約1kmの範囲で、平成10年頃から放流を開始し、現在体長30～80cm程度のマゴイ及びニシキゴイが500尾程度生息している模様です。（ただし、この5年ほどは追加放流していない。）
- (4) 本病はコイ特有の疾病で他の魚や人に感染することはないため、仮に感染したコイを人が触ったり、食べたりしても人体に影響はありません。
- (5) KHV病関連ホームページ

三重県農水商工部水産資源室ホームページ

<http://www.pref.mie.jp/SUKYOKYU/gyousei/koiherupesu/newpag1.htm>

平成20年7月8日  
島根県農林水産部水産課  
漁場環境・内水面グループ 遠藤  
TEL:0852-22-5323  
FAX:0852-22-5929

報道発表

## 江の川水系江の川における コイヘルペスウイルス（KHV）病の発生について

下記により、島根県コイヘルペスウイルス病対策本部設置要綱に基づき、第2回KHV病対策本部会議を開催します。

日時：平成20年7月8日（火） 14:00～

場所：島根県職員会館 健康教育室

内容：1）コイヘルペスウイルス病の発生に関する経過報告

2）コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する今後の対応について

3）その他必要な事項

### 1. 概要

島根県水産技術センター内水面浅海部でKHV病の一次検査（PCR検査）の結果、KHV陽性と判定された江の川水系江の川（邑智郡美郷町）でへい死していたコイについて（7月4日情報提供分）、独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所（三重県度会郡南伊勢町）での確定診断の結果、1尾中1尾について陽性と確定され、KHV病と診断されました。

### 2. 対応

- （1）検査の結果について関係機関に通知するとともに、現在発動中の島根県内水面漁場管理委員会指示（江の川水系からのコイの持ち出し禁止）について、再度周知する。
- （2）引き続き、関係機関と連携し、当該水域の監視を行うとともに、新たにコイのへい死が確認された場合には、へい死魚の回収及び適切な処分を実施する。

### 3. その他

- （1）7月4日以降、新たに18尾のへい死したコイが発見されました。  
これまでにへい死し発見されたコイは累計で28尾になりました。

#### 【県民の皆様へのお願い】

- （1）KHV病のまん延防止を図るため、江の川水系の河川や湖沼等は島根県内水面漁場管理委員会指示に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出しが禁止されています。江の川水系の河川や湖沼等で採捕したコイを他の河川や池等に移動しないようお願いします。
- （2）河川や池等で死んだり弱ったりしたコイを見つけた場合や、飼っているコイに異常が見られた場合には、県水産課（電話番号：0852-22-5323）又は最寄の市町村までご連絡をお願いします。

KHV病はコイ特有の病気で、コイ以外の魚類や水産動物、ヒトに感染することはありません。また、仮に感染したコイを食べたり触ったりしても、人体への影響はありません。

# 岡山県

平成20年7月7日

## お知らせ

課名	水産課
担当	池田、藤井
内線	3275
直通	086-226-7446

### 倉敷市倉敷川におけるコイヘルペスウイルス病の確認について

倉敷市内の河川（倉敷川：美観地区内）において7月4日（金）に採取したコイから、県水産試験場の検査でコイヘルペスウイルスの陽性反応を、本日確認したのでお知らせします。

#### 記

#### 1 経緯

- 7月4日の朝に社団法人倉敷観光コンベンションビューローから、一週間前から倉敷川でコイが死亡しているとの連絡を受け、倉敷市職員が現地に赴き、当該河川で衰弱したニシキゴイ2尾を採取し、県水産試験場に持ち込まれた。
- 7月7日、県水産試験場の検査でコイヘルペスウイルスの陽性反応を確認した。

#### 2 対応

- 本日、（独）水産総合研究センター養殖研究所に検体を送付し、コイヘルペスウイルス病の確定診断を依頼する。 **7月9日陽性確定**
- 衰弱魚・死亡魚については、感染の拡大を防ぐため、倉敷市が焼却処分した。
- 当該河川および周辺水域においては、引き続き監視をするとともに、衰弱魚、死亡魚が確認された場合には回収処分することとする。
- 県下の市町村及び内水面漁協に対し、一層の監視強化を依頼する。

#### 3 その他

- コイ特有の病気であって、コイ以外の魚や人への感染はない。